菅山区条例　(平成24.12.21改訂）

菅山区役員の選任及び業務執行等については、区の円滑な運営を期するため、従来の慣行を整備改正し、本条例に基づいて行うものとし、この条例は平成3年5月の菅山区会に於いて議決し、直ちに施行するものとする。

第１条　区会議員の選任

区会議員は菅山区内に生活の根拠を有し、25才以上の被選挙権を有する者の中より下記の方法により選任する。

1. 原、大知、新田、大向、時ケ谷、高和、郷沢、上谷川、下谷川、松本、西中、堀之内、市営住宅の各単位地域から１名あて、計１3名を選任する。

（２） 各単位地域毎の協議に基づき選挙または推薦による。

（３） 各単位地区からの選任のほか、必要時、菅山区内より1乃至2名の区会推薦による選任を行うことができる｡

第２条　区会議員の任期

１．各単位地区選任議員の任期は２年とする。但し再選は妨げない。

２．区会推薦による議員の任期は1年とする｡但し再選は妨げない。

３．事故などにより退任した場合の後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第３条　役員の選任

１．区会には次の役員を置く。

区長　　　　１名

副区長　　　１名乃至２名

総務　　　　１名

会計　　　　１名

公民館会計　１名

公民館主事　１名

文教委員　　１名

土木委員　　１名

防災委員　　１名から３名

交通安全委員１名

体育保健委員1名

環境委員　　１名

書記　　　　１名

顧問　　　　若干名

２．役員は区会議員の中より選任し、兼務することができる。選任は区会議員の

推薦または互選による。

３．顧問は、必要に応じ置くこととする。

４．区の会計監査は２名とし、区民の中より選任する。任期は２年とする。ただ

し、再任を妨げない。

第４条　役員の業務の分担の基本事項

１．区長は区会の議決に基づき区政を統轄する。区長は緊急の場合の専決権を有

するものとする。

２．副区長は区長を補佐し、区長事故あるときは区長を代行する。

３．各役員はその担当事項を処理し、所管事項に於いて区長を代理する。

第５条　業務の分掌と所管事項

総務

１．会議の招集、諸伝達に関する事項

２．予算、決算に関する事項

３．その他各部署に属さない事項

会計、公民館会計

１．区の財政一切を担当する。区の会計は一般会計、特別会計及び公民館会計

に分ける。

２．公民館会計は公民館会計担当が担当する。

公民館主事

　１．公民館活動に関する事項

文教委員

１．小学校、保育園に関する事項

２．社会教育に関する事項

土木委員

１．土木事業に関する事項

　防災委員

　　１．防災事業に関する事項

　　２．消防事業に関する事項

　　３．災害対策に関する事項

交通安全委員

　１．交通安全事業に関する事項

　２．防犯事業に関する事項

体育保健委員

　１．体育事業に関する事項

　２．健康増進に関する事項

環境委員

　１．資源利用に関する事項

　２．環境美化に関する事項

書記

１．会議の議事を記録する。

第６条　各種委員等の選出

市から選出の要請のあった各種委員等の選出については、区会議員で協議し選

出する。

第７条　区会

１．区会は区政を遂行する上で、区の重要事項を審議し議決する最高機関である。

２．区会の開催は必要ある時、区長が招集する。

３．区会は区会議員の３分の２以上の出席を以て成立する。

４．区会の議事は出席した議員の３分の２以上の多数を以て議決する。

第８条　区会の議決事項

１．菅山区条例の改廃にかかる事項

２．区費の徴収規定の改廃にかかる事項

３．予算案の審議及び承認

４．決算案の審議及び承認

５．区の役員の選任

６．区より選出し市などの委嘱をうける委員などの選出及び承認

７．協定書などの締結、改廃及び更新にかかる事項

８．契約などの締結にかかる事項

９．その他区会で必要と認めた事項

第９条　帳簿、書類等の整備

区会には次の帳簿、書類などを備えなければならない。帳簿・書類などの

保管期間は法的拘束を受ける他は5年とする

１．菅山区条例

２．菅山区の区費徴収規定

３．各年度別の予算書及び決算書

４．議員名簿及び役員名簿

５．協定書及び契約書

６．議事録

７．会計帳簿書類及び領収書綴り

８．区費帳簿原簿

９．その他区会で必要と認めた帳簿及び書類

改訂

平成15年3月一部改正施行

平成19年1月一部改正・平成19年4月施行

平成19年3月一部改正・平成19年4月施行

平成20年2月一部改正・平成20年4月施行

平成24年12月一部改正・平成25年4月施行